三郷市市民パブリック・コメント手続条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市パブリック・コメント手続条例(平成19年 三郷市条例第31号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、 必要な事項を定めるものとする。

(意見等の提出期間)

第2条 条例第5条第1項の規定による意見提出期間には、12月29日 から翌年の1月3日までの期間を含まないものとする。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

- 第3条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保する ため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。
- 2 パブリック・コメント手続実施責任者は、市長が指名する職員をもって充てる。

(結果の公表の期間)

第4条 条例第9条第1項の規定による結果の公表の期間は、6月以上とする。

(一覧表)

- 第5条 条例第12条の一覧表は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。
 - (1) パブリック・コメント手続の実施を予告しているもの
 - (2) 意見等の提出を受けているもの
 - (3) 提出意見に対する考え方等を公表しているもの 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。